

事務連絡

令和6年4月2日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤 男

〔公印省略〕

印紙税軽減に係る特例措置の延長について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全建からの令和6年度税制改正に関する要望の結果、令和6年4月1日に「所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されることとなっています。

この度、国土交通省より、印紙税の軽減措置延長についてのリーフレット（国税庁作成）を受領しました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ添付資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

別紙1_国交省通知文

別紙2_印紙税の軽減措置延長についてのリーフレット（国税庁作成）

【掲載URL（国税庁）】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/0020003-096.pdf>

（担当）事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 日

業界団体の長 あて

国 土 交 通 省
不動産・建設経済局
建設市場整備課

印紙税の税率の特例措置延長についての周知方協力依頼について

令和6年4月1日に「所得税法等の一部を改正する法律」が施行され、「印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）」の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。

つきましては、国税庁が作成した印紙税の軽減措置延長についての周知用リーフレットを送付いたしますので、貴団体傘下の宅地建物取引業者等に対する周知方宜しくお願いします。

なお、本リーフレットにつきましては、令和6年4月1日から国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)に掲載されていますので、ご参考までに併せて連絡します。